

令和元年度 第3回 福生市子ども・子育て審議会 会議録

日時：令和元年年 7月 2日（火）

午後 2時から

場所：第一棟 2階 第一会議室

1 開会

事務局：定刻になりましたので、ただいまから第3回福生市子ども・子育て審議会を開催します。本日の会議はお手元の次第に沿って進めていきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は議題の内容によっては担当課でご質問に対応しますので、子ども育成課より稲生保育担当主査と永澤子育て支援係長、健康課から高山課長、事務局より杉浦が出席しています。なお今後の進行は、会長のご挨拶、事務局の説明、委員の皆様のご発言などは、全て着座にて進めていきますのでよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

事務局：それでは、次第に則って佐々会長よりご挨拶をお願いします。

会長：ご参集いただきありがとうございます。お手元に届いた資料等で今回どんなものか、事が運ぶのかについてのことの事前の理解が一応ついているとは思いますが、積み重ねていくことでより良いものにしていく過程も合わせて重要な場になりますので、本日もよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

（委員の欠席及び遅刻の確認、資料の確認）

3 議題

（1）令和元年度第2回福生市子ども・子育て審議会会議録について

事務局：それではこれより議事に入ります。議事進行については会長によりしくお願いします。

会長：資料の数は多岐に渡りますので、お手元で確認していただいたと思いますが、もしそのときに皆様方からちょっと何かあれば確認します。それでは読みます。それでは本日の議題に入ります。

まず議題（1）令和元年度第2回福生市子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題（1）についてご説明します。資料1をお願いします。

こちらについては前回、令和元年5月31日に行われました子ども・子育て審議会の会議録です。審議会終了後、名前を伏せホームページで公開します。こちらの資料についてはご確認いただいて修正がありましたら、7月10日水曜日までに事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。私からは以上です。

会長：ありがとうございます。説明をいただきましたが、何かご意見ご質問がありましたら、発言よろしくお願いいたします。ちょっと長い部分になりますが、10日までにお気づきのことがありましたら、事務局まで言っていただけるといいと思います。

事務局：よろしくお願いいたします。

会長：それぞれの方たちの目で見ただ方がよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画実施状況の修正について

会長：では、次の議題に移ります。続きまして議題（2）平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画実施状況の修正について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題（2）について私から説明します。資料 2 をお願いします。

こちらについては、前回 5 月 31 日に開催しました令和元年度第 2 回福生市子ども・子育て審議会の際に、平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価についてご審議いただきました。その際にご指摘をいただいた事項について、平成 30 年度の事業実績を可能な範囲で修正または追記したものです。修正箇所には下線を引いていますので、ご確認をお願いします。

まず、前回の審議会のご指摘について評価を修正した事業が 2 事業ありますので、ご説明します。

1 点目は、1 ページの下段「公園、児童遊園等の整備」についてです。事業目標である維持管理方針の作成について、実施状況において記載が無かったこと、またアンケート調査でも公園についてのご意見を多くいただいている中で、評価 A の妥当性についてご指摘いただきました。確認しましたところ、公園施設の総点検を実施し維持管理方針の作成に向けて取り組んでいます、方針の完成には至っていないことから、評価を B に修正しています。

続いて 3 ページの「訪問型一時預かり事業の実施」についてです。こちらは事業目標が事業についての検討となっていることから、検討結果についての記述が抜けているというご指摘がありましたので、検討した結果や結論について記載しています。また検討により一定の結論が出たことから、この事業についての進捗評価を A に修正しています。

その他、事業実績を修正または追記した事業について、主だったものをご説明します。

1 ページに戻って、上段の一番上「重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業」についてです。理由については、十分な周知が行われていたかというご指摘がありました。事業の対象となる方には個別に本事業について情報提供等を行っていることから、実施状況の記載を修正しました。

続いて 3 ページです。下から 2 番目「トワイライトステイの実施」、また 4 ページの上から 2 段目の「家庭福祉員制度(保育ママ)」事業です。この 2 事業については検討内容の記述が抜けているというご指摘がありましたため、検討内容を記載しています。

続いて 6 ページをお願いします。上段「不健全図書等の排除推進」および「夜間一斉パトロール事業」についてです。本事業の内容についてご指摘がありましたので、事業の詳細について追記しました。

続いて 7 ページをお願いします。上段「被害児童のカウンセリング」についてです。記載されている相談件数について、昨年度との比較をしたいというご指摘がありましたので、カッコ書きにて昨年度の実績数を追記しています。

その他、実施回数や内訳などご指摘いただいた事業について修正および追記をしています。第 2 期子ども・子育て支援事業計画における事業目標の設定や評価については、今後のご指摘等を踏まえ、検討していきたいと考えています。

続いて、資料 3 は平成 30 年度福生市子ども・子育て支援事業計画進行状況および評価についてですが、これまでご説明した評価の修正に伴いまして、基本目標ごとの A 評価、B 評価の事業数を修正したものです。基本目標「(1) 家庭・地域における子育て支援」においては、A 評価が 74 事業、B 評価が 11 事業、基本目標「(3) 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」においては、A 評価が 43 事業、B 評価が 3 事業と修正しています。

なお、計画全体での評価の事業数について変更はありません。以上で説明を終了します。

会長：ありがとうございました。説明をいただきました。何かご質問ご意見ありましたらどうぞ。

委員：2 点あります。1 点、ちょっと違うのではと思ったのは、資料 2 の最初の事業番号 12 と 23 です。これは基本施策 1 の子育て支援サービスの充実ではなくて、基本施策の障害児施設の充実ではないかと

思ったのですが。

事務局：申し訳ありませんでした。失礼しました。修正します。今回、資料2の1ページの事業番号12と23の障害者事業ですが、こちらは基本施策1となっておりますが、施策の方向4「特別な配慮が必要な子育て家庭の支援の充実」で、基本施策2「障害児施策の充実」の誤りです。申し訳ありませんでした。修正します。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。

委員：それともう1点、特に進捗状況の結果についてではなくて発言したいですが、7ページの「被害児童のカウンセリング」の相談件数の多さに私は閉口してしまったのですが、それはただ単に計算して12,773割る365日で多分1日30件以上になるので、すごい多いと思ったのですが、これは例えば1人の方が毎日相談をしたとしたら、365件になるということですか。

事務局：これは訪問実績件数と言いまして、例えば2人で訪問に行けば2とカウントするので、単純に365日で割るとすごい数になってしまうと思いますが。

委員：案件が12,000というわけではないのですよね。問題案件というか、相談案件というか。

事務局：ではないです。

委員：分かりました。

会長：異なってくる人数と件数はそうなることですね。それでもかなりの数だということが分かるわけですね。その他ご意見ご質問ありますか。

前回の会議内容を見ていて、こちら側からご指摘していくことを実際にしっかりと受け止めていただいて、もう一度その評価、できれば内容について修正していただけたということです。それで今の2つの番号が違っていたということがありましたが、いろいろな目で見ていただくことで、漏れがないかということ、修正された部分でこの間の部分と合わせて見ていただきますと、平成30年度についてのことが見えたと思います。今まで単年度ごとや中間見直しなども加えた上で、今はまだ平成31年度の最後のところをやりつつあるところで、それでも中間見直しから先に動いていかななくてはならないことがあったわけですが、大変細かく福生は事業数も多く、それぞれについて目標値を掲げ、それに対して実際の結果はどうかをABCで評価を加えていることの、その基準も割とはっきりしてしていました。その部分で今ここに修正していただいたもので、今資料2で出していただいたものでいくと、ちょっと意味合いが分かりにくいとか、その評価でよろしいのかと出たものを、改めて検討していただいた結果が今回の資料です。多分、施策の方向の番号は作る時のものの違いになったかと思えます。そこを今修正していただくことになると思いますので、それでご了承いただければと思います。

したがって、結果として資料3の評価の修正部分がそのように変わったとのことで、前に評価の数値ですね、Aが。どれだけの事業でどれくらいだったのかということの大枠的な分け方の柱です。そこの中での評価や数値がAであったりBであったりに出てきたことの修正として、評価の資料3になっていることの確認です。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それと修正したものを加えていくかたちが、平成30年度のものになりますとのことで足していくことで、平成30年度の計画としてものが見えてきたということになるかと思えます。

では、今ご意見いただいた中では無いようですので、次の議題に進めます。

(3) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針(案)について

会長：続いて議題(3)第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針(案)について、事務局より説明をお願いします。資料の番号も同時に見ていただけますと、お手元にあるのか無いのかが分かります。よろしくをお願いします。

事務局：それでは説明します。資料4をお願いします。

会長：今日の差し替え分ですよろしいですか。

事務局：そうですね。今回委員の皆様にお送りした後に検討委員会なので意見が出たことから、新しいものに差し替えたいので、本日机にお配りしたものをご覧ください。

それでは説明します。第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の策定方針（案）については、前々回、そして前回の審議会では資料としてお示したところですが、検討委員会や佐々会長よりご意見をいただいたこともありまして、**改訂**途中になっていたことからご紹介できていない状況でした。本日は修正を加えたものを委員の皆様にご紹介したいと考えています。

いただいたご意見の内容としては、まず第1期計画のスタイルを引き継いで法改正の内容を中心にまとめていましたが、これまでの施策やその成果、課題などを具体的に挙げ、第2期の計画についてはこうありたいという施策への思いが不足しているといったご意見と、また福生市は子育て施策によって定住化を目指していることがありますので、そのことも分かる文言が入っていた方がいいのではないかとご意見をいくつかいただいていたので、その内容を加えて修正しています。

まず、第1段落目ですが、こちらは社会全体の動きや子ども・子育て新制度のことがありまして、その流れについてまとめた部分ですので、後ほどお読みいただければと思います。

2段落目以降ですが、第1期計画期間におけるまちづくりの方向性と子育て支援策のこれまでの成果を付け加えたものです。こちらについては読み上げます。

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに子育て支援を推進し、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指しています。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、すべての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、保育園、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しました。さらに学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んできました。

平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」においても、「福生市は子育てしやすいまちか」という問いに対し、「そう思う」と回答した方の割合が、5年前の調査結果と比較し、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに上昇しており、これまでの取組について、一定の評価を得ることができました。

裏面をお願いします。こちらから第3段落となりますが、最近の国の動きとなります。読み上げます。一方で、子ども・子育てを取り巻く状況は依然として課題があり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、児童虐待防止対策については、平成29年4月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和2年4月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を

改正する法律」が施行され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

次の第4段落以降については、第2期計画に向けた施策への方向性を示すものです。こちらも読み上げます。

福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題については、これまで第1期子ども・子育て支援事業計画の中で実施してきた様々な子ども・子育て支援策の成果やアンケート調査の結果等から検討を行い、家庭環境等の変化から多様化する相談に応じられるよう相談業務の充実や関係機関等との連携、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、子どものライフステージに合わせた総合的な支援などが課題として見えてきました。

以上のことから、令和2年度からの「第2期 福生市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、現計画の基本理念「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を引き継ぎながら、産まれる前から出産、乳幼児期、学齢期、青年期に至るまでの各ライフステージを合わせた切れ目のない支援の充実を図るとともに、すべての子どもの健やかな成長のために、地域における児童虐待の未然防止や早期対応、また一人ひとりの個性と能力に応じた支援を図ります。

子どもを安心して産み育てられ、次代を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、産まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

内容は以上です。こちらについては、前回の審議会では計画の進捗状況4年と少しの分ですが、そちらを委員の皆様にもご覧いただきまして、4年分の進捗状況の確認や、その中からの課題もご確認いただいたところです。また、アンケート調査結果などからも課題を示しまして、そういった内容を今回の策定方針の中に盛り込み、前回もお示ししていますが、次期計画の施策体系案でその流れでご了承いただいたところです。策定方針の案はなかなか修正箇所が多くて、何度もお示しすることになって大変ご迷惑をおかけしましたが、今日初めて披露することができましたので、また今日お目通しいただいたことでご意見がありましたら、是非よろしく願います。

会長：ありがとうございます。いろいろと試みてその都度考えられて、そして修正しながらしているにも関わらず、それなのに文言として出ていないのではなかろうかという印象を持たれたこともあったかもしれませんが、今こうやって資料として示していただいたわけですが、それでもこういうところはどうかのだろうか、そのようなものも追加していいのではないだろうかというご意見ありましたら、この際言っていただければと思います。

私の方から。今までの会議の中で、その時々平成25年度、中間年の見直し、平成30年度の見直しで、外国の方たちとの対応でタブレットやいろいろなものを使ってコミュニケーションをきちんと取りながら、その方たちのお子さんたちがどの対象年齢であるかによって、その先の為すべきことが違って来るだろうと思いますが、そういう取り方を進めてきていること自体は、大変かなりのことだと思います。それがここに入っていないのが惜しくもったいない気がするのですが、外国籍だということではなくて、特別ないろいろなコミュニケーションを取るのが上手ではないというようで、なかなかうまく話ができない日本人の方でも丁寧に多分しているだろうということもあると思いますが、とりわけ外国籍の方はこれから先、日本の地域のどこでも多くなって来るであろうと、保護者が就労す

ると、お子さんたちもそこに生まれたりそこで住まったりすることもあるとしたら、どちらかという
と福生の実践してきたことで今やりつつあること、今後そこで思いつかれてと言ったら変ですが、こ
ういう方策があるのではないかとこのことで、タブレットなど、いろいろな策を巡らしてもらいました。
そのようなことも折角ですので、そういうものが加えられたらいいかなと思っているのですが、そう
いうのも今おうかがいして、改めての差し替えの部分を読んだりしたのですが、それはちょっと抜け
ているのかな。抜けているというか、それも組み入れられた方が、先の資料で、この前も出していた
部分で全体の組み立て、家を建てるとしたらどこに柱があり部屋がありということに入ってくる
内容だと思いますので、是非ともそういうものもこの扉と言いますか、施策方針に入れていただけ
ると、より策定後のこともしっかりと見えてくれないかということも意見として持ちましたので、お考
えいただければありがたいと思います。

事務局：そうですね。確かにおっしゃる通り、今回、前回施策の体系ということでお示ししている中でも、
外国籍の方への対策などを見やすく考えていますので、外国籍の方という文言が直接的に使えるかち
よっと考えたいですが、例えば、「特別な配慮が必要な」といった言葉を使用した内容を追加できる
のかどうかということで、こちらでも修正を検討したいと思います。

会長：その先の方で、資料で番号が大きくなる5や6や7のところの骨組みのことになるとと思います。

事務局：そうですね。

会長：そのようなものが、後ろに控えているとき、その中に入ってくると、やはり分かりやすいのかなとい
う気がしますので、是非そのことも検討いただければと思っています。

その他、お気付きの点は、今日いただいて、読んでいただいてということで、一応どんなことなのか
ご理解いただけたかと思いますが、このような私が付け加えたものも全て検討してくださるとのこと
ですが、この方向で説明してもよろしいでしょうか。一応、了承を取り付けながら、その次の段階に
運びたいと思いますが、運んでいただけるようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。で
は、その方向で進めていただけるようによろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは次の議題に移ってもよろしいですか。

(4) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について

(5) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本的な視点・基本目標（案）について

(6) 第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系（案）について

会長：続いて議題（4）です。第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について、そして議
題（5）第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本的な視点・基本目標（案）につ
いて、それから議題（6）第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の体系（案）について、名豊さ
んからよろしくお願いします。

コンサルタント：株式会社名豊の糸魚川です。本日もよろしくお願いします。

それでは、議題が3つほどありますので一括で説明しますが、資料がかなり多くなっています。見て
いただきたいのが資料5、資料6、資料7、さらに資料8、資料9、資料10で、順番に説明したい
と思います。

会長：ごめんなさい、お手元に資料の5、6、7、8、9、10があるかどうかというのを。

コンサルタント：すみません。

会長：次これだ、無いということが無いように、一応、まだ時間ありますから大丈夫でしょうか。その都度、
次は資料7ですと番号を言っていいただければと思います。よろしくお願いします。

コンサルタント：それでは資料5に入りたいと思います。資料5は「第2期福生市子ども・子育て支援事業
計画の骨子（案）」です。先ほど事務局から策定方針の説明があったかと思いますが、この策定方針の

下、作業を進めていきますが、これまでも審議会でいくつも議論してきました。その議論の結果で計画のあらかたの骨組みを今回提示することになりますので、それが資料5です。

結論ですが、10番目に第2期計画の目次構成案があるかと思います。こちらが今回の作り上げる計画書となります。第1章では「計画の策定にあたって」、第2章では「福生市の子ども・子育て支援を取り巻く現状と課題」、第3章では「計画の基本的な考え方」、第4章では「施策の展開」、第5章では「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、そして第6章では「計画の進行管理」となりますので、これらの内容を作り上げ計画の冊子にすることになります。

先ほど説明がありました策定方針については、第1章「計画の策定にあたって」の「1 計画策定の背景と目的」あたりに位置付けられるものになっています。そのほか、この計画の骨子では子ども・子育てを取り巻く背景と動向や位置づけ、計画策定の経過等をそれぞれ1番から9番まで書き込んでいますので、こちらをもって説明したいと思います。

さらに先ほどの策定方針の中にもありますが、子どもの貧困対策や子ども・若者支援という言葉も入ってきていますので、それらの内容が資料8、資料9、資料10でありますので、これは後ほど具体的に説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

この資料5の1番と9番の内容ですが、これが先ほども説明していますが、策定方針と若干重複している部分ですので、確認を含めて説明したいと思います。

まず、1番目です。今回の第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての背景、そして国の動向ですが、人口減少、少子高齢化、さらには核家族、そして子どもの虐待や子どもの貧困といったところがクローズアップされているわけです。様々な課題が第1期計画と比べて、さらに多様化複雑化しているところが現状としてあるかと思います。こういったところで国の動向としては、平成27年4月に施行されています子ども・子育て支援制度からスタートし、先ほどの策定方針にも触れていますが、子育て安心プランや新・放課後子ども総合プラン、さらには今年10月からの幼児保育無償化の動きもあります。

しかし、3番で入れていますが、計画策定自体の目的は変わりありません。現計画が令和元年度に最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するためこの計画を策定しながら、さらには福生市では関連計画とのことで様々な計画があります。これらと連携しながら子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子ども・子育て支援を目指していくかたちです。具体的には3つ、「①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「③地域の子ども・子育て支援の充実」が目的としてあります。

この目的自体がかなり就学前の教育保育に特化している部分もありますが、今回「4 計画の位置付け」に入れていますが、「子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援する」、そして年齢的にも概ね18歳までの子どもを対象とする計画として位置付けをしています。

法的な話になりますが、この法律が子ども・子育て支援法に基づく計画ですが、次世代育成支援対策推進法も従来からありますので、こちらの計画も基本的に含むかたちで作られています。そして、先ほど策定方針でも触れていますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画、こちらの対策も盛り込んだ計画とするとのことで、こちら第1期計画では触れていませんでしたが、今回第2期計画でこの内容も含めた計画とするとのことで、範囲を広くしています。

そして「5 計画策定の経過」として、ニーズ調査で市民の意見を広く聞き取る、子ども・子育て審議会で意見を聞きとるかたちで計画策定を進めています。

「7 福生市のこれまでの取り組み」の振り返りも重要になってきますので、多様な保育サービスとのことで行ってきています。その中で、待機児童ゼロを平成31年まで4年連続で実施していること、

病児保育の開設や子育て世代包括支援センターの開設もあります。さらには先ほどご意見が出ていますが、英語教育や外国籍に対するコミュニケーションの充実等々の取り組みも進めていますので、これまでの取り組みもしっかりと振り返って、今回の計画を作っていくことになるかと思えます。

そして「8 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題」で、これまでの取り組みであったり5にありますがニーズ調査の結果であったり、さらに子育ての担い手の方々の意見などから、現在の福生市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題が浮かび上がってきていますので、この浮かび上がった現状と課題をしっかりと改善へと持っていくことが必要あるかと思えます。

具体的には、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化であったり、さらには切れ目のない支援の充実を図っていくことが重要であったり、地域全体で子どもを育てていくところについても、地域の教育力も高めていくためにも重要であったり、子どもの居場所づくりの確保であったり、さらには家庭の教育力を高めるためにも家庭教育に関する学習支援の場も、充実を図っていかないといけないことも出てきたかと思えます。さらに子どもに関する問題が、保健、保育、教育、福祉にも総合的に支援することも重要であることも、課題としてあったかと思えます。こういったことで福生市の特性や今ある資源をしっかりと有効活用しながら、家庭、学校、地域、行政が連携しながら社会全体でまちづくりを進めていくことを課題として入れています。これらの課題を受けて、10番の特に4章の施策の展開をしていくことになるかと思えます。

そして「9 計画の基本的な考え方」ですが、こちらの部分について第1期計画と同様に「子どもの最善の利益」ということを実現できる社会を目指すことを基本に置くこと、さらには社会的養護の観点からもすべての子どもということに極力使っていくことについては、第1期計画と同様に基本的な考え方で抑えたいと思えます。これらの内容を10番の目次構成の中に盛り込んでいくこととなります。ここで先ほどありました子どもの貧困と、子ども・若者、さらには児童虐待関係の法律も改正されていますので、資料8から資料10を、順を追って抜粋して説明したいと思えます。

まず資料8ですが、こちらについては子ども・若者育成支援推進法に基づく計画とのことで、東京都の計画を概要として準備しています。

「第1章 計画の策定に当たって」の「3 計画の対象」を見ていただきますと、「0歳から概ね30歳未満の子供・若者」と年齢を記載されています。さらに施策によっては30代のポスト青年期のものも対象とするとのことで、かなり年齢を広く対象として捉えていることが分かるのではないかと思います。

そして計画の内容を見ていただきますと、真ん中の列の「子供・若者支援施策の具体的な展開」で大きく3つあり、1つ目が「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」するとのことで、一番上が基本的な生活習慣の形成や確かな学力、豊かな人間性、健やかな心と体ということで、学校教育の現場でいわれています「知・徳・体」がこの内容に入っています。2番に「社会形成、社会参加できる力の育成」とのことで、時代の変化に対応できる力であったり、社会貢献の精神の育成であったり、子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保とのことで、社会教育の現場で地域参画するところをイメージできる施策が入っています。そして、「社会的・職業的自立の支援」で就業能力・意欲の習得の促進等々の職業機会がこの中に入っています。そして「学びの機会の確保」とのことで就園・就学支援、様々な学習支援となっていますので、この1つ目の部分は、非常に子ども・子育て支援事業計画の学びの場や育ちの場と重複している部分があるのではないかと思います。そこが学校教育の現場や地域・社会のところで学びの場と非常に関係性があるのではないかと思います。

2つ目の「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」で、ここで捉えている内容は困難な状況ということで、いじめ、不登校であったり、さらにはニート、引きこもりであったり、ひ

とり親家庭*など*いわゆる困難を抱えている子どもとその保護者を捉えています。そして「被害防止と保護」で児童虐待、社会的養護体制といったところを盛り込んだかたちになっています。

そして3番目に「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」とのことで、家庭の養育力・教育力、家庭・地域と一体となった学校の活性化、子供・若者の育成環境の整備で地域における教育力の向上を目指している部分です。

こういった1つ目、2つ目、3つ目の内容は、先ほども説明した*とおり*、子ども・子育て支援事業計画と重複してはいますが、年齢的には30歳までと捉えていますので、この文言と完全に重複するかたちではないとのことで見ていただきたいと思います。

続きまして、資料9です。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」ということで、子どもの貧困のところは今よく耳にするわけです。こちらの法律については平成25年に施行されていますが、内容としては1番目の目的、「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」とのことで、いわゆる子どもの貧困と言いますか、家庭の貧困が子どもの養育環境に影響するとのことで、いわゆる教育の欠如や育ちの欠如に影響するといわれています。この部分を子どもが生まれ育った部分に左右されないようにどう支援していくのが、ここの法律の大きな目的です。

ただ、具体的に2ページ目、3ページ目に入れていますが、子どもの貧困対策が一部改正されています。こちらは先日もメディア等でも出ていますが、今年6月に一部改正の報道がされています。その内容が2ページ目に入れていますが、改正内容としては大きく目的、基本理念の充実で、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策として打ち出していくところがあります。

そして指標も見直しがされていまして、例えばひとり親世帯の貧困率や生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率のところも、具体的に指標として明記されてきています。

そして3番目の市町村による貧困対策の策定とのことで、これまで県が努力義務として計画を作ってきていましたが、今回の改正で市町村もこの計画を作っていかなければいけないとのことで、努力義務となっています。具体的な施策としては、「教育支援」、教育の機会均等、「生活支援」、子どもへの直接的な支援以外の支援、「就労支援」といったことが大きく支援内容として明記されています。

具体的には次のページに入っています。例えば、教育支援でいうと学校をプラットフォームとした子供の貧困対策、保護者に対する就労支援、さらに生活の支援や経済的支援などが、内容として盛り込んでいかなければいけない計画となっているという法律の説明です。

そして、続きまして資料10です。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律です。こちらについても直近の動きとして、令和元年5月28日に衆議院で可決されているものです。特に目黒区の事件や千葉県野田市の事件を受けて、この一部改正が行われています。

特に改正内容としては、児童の権利擁護で「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする」という一文も入っています。さらにここの内容としては、児童相談所の体制強化や児童相談所の設置促進、関係機関の連携強化が具体的に一部改正されています。これらの内容を踏まえて、この計画づくりを行っていくことになります。

それでは資料6に入りたいと思いますが、資料6については、議題が「第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本的な視点・基本目標（案）について」となっているかと思います。こちらは先ほどの資料5の10番の目次構成の第3章にあたるものを、資料6として準備しています。基本理念・基本的な視点・基本目標です。

それでは資料6の説明をしたいと思います。まず基本理念、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」とのことで、この基本理念自体は第1期計画と同様に踏襲したいと考えています。こちら

は第1期計画と変わらずこの基本理念が重要になってくるのではないかということです。具体的にはこちらの文面も入れていますが、「子どもは社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です」とのことで、やはりこれらの文面については現在も変わらない文面になるのではないかと思います。

そういったところで、最後の部分に下線を引いていますが、下線部が見直しをしている部分です。先ほどの策定方針を受けまして、「子どもを安心して産み育てられ、次代を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子育て支援の施策を推進します」とのことで、特に生まれ育った環境に左右されないことの文面を新しく追加しています。

そして2番目の基本的な視点です。この視点として4つの視点を今回提案しています。1つ目が「すべての子どもの支援の視点」です。すみません、「の視点」が抜けていますので、追加したいと思います。「親としての育ちの視点」、3番目に「地域社会全体で子育ての視点」、4番目に「福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援の視点」として、4つの視点を入れていきます。現行計画から若干見直しをしています。再整理して、やはり子どもという視点と親という視点、地域全体で子育てするという視点を重要視しながら、さらには福生市らしい子育て支援の視点が重要ではないかとのことで、4つ出しています。

まず、1つ目の子どもの支援の視点です。こちらについては、先ほどの児童福祉法の改正を意識しながら文面を新しく作成しています。「子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、すべての就学前児童の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します」とのことで入れています。

そして2番目、親としての育ちの視点です。こちらは前回については単独で出していませんでしたので、今回新しく視点として出していますので、こちらの文面を新しく作っています。「子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます」とのことで、これまでの施策が子育て支援の部分に注目されがちですが、やはり親としての自己肯定感を持って子どもに愛情を注ぐことといった文面を大切にしながら、こちらの視点を書き込んでいます。

そして、地域社会全体で子育ての視点については、やはり企業も含めて地域全体で子育てを支えていくことの視点が重要ではないかとのことで、最後の方になりますが、「『ワーク・ライフ・バランス』を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指します」とのことで、このワーク・ライフ・バランスの内容についても地域社会全体での子育ての視点の中に入れていきます。

そして4番目については、第1期計画と同様の視点で入れています。

これらの視点を受けまして、3番目の「基本目標」ということで、大きく6つの基本目標については、前回の審議会で概ね了解をいただいているところかと思えます。この基本目標ごとに内容をこちらで明文化しています。特に第1期計画と変更している部分としては、基本目標1から3の部分が子ども

のライフステージ、年代に応じて今回計画を作っていくとのことで、見直しをしています。

その中で基本目標1については、「産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実」となりますので、特に妊産婦から出産、子どもを育てる、いわゆる就園前の子育て世代に対してどのようなアプローチをしていくのかということになりますので、ここについてはこれまで本文が成文化されていませんでしたので、こちらを新しく入れています。「安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます」とのことで入れています。

そして基本目標2、「乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援」とのことで、このあたりが就学前の教育保育環境の内容になるかと思えます。そして学齢期の小学校にどのように移行できるのかということになりますので、ここの部分も前は成文化されていませんでしたので、こちらを新しく成文化しています。「乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます」とのことで入れています。

そのほか、基本目標3「学齢期から青年期までの継続した育ちの支援」については、学校教育の場面になるかと思えます。ここの部分について、特に学校教育現場だけに担うのではなく、家庭・学校・地域が一体となって取り組んでいくとのことで、見直しをしています。

そして、基本目標4「特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援」とのことで、こちらは特に子どものだけでなく若者のフレーズも入れています。その中で「子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります」と成文化しています。

そして、基本目標5「子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進」ですが、こちらについては、男女共同参画の中でワーク・ライフ・バランスの書き込みをしています。特にワーク・ライフ・バランスの実現のところについては、地域社会全体で取り組んでいかないといけないことになるかと思えます。ここの部分で市民、事業者、各種団体と連携しながら協働で取り組んでいくところの書き込みを新しく追加しています。

そして、基本目標6「安心して子育てができる生活環境の整備」については、これまでと同様の基本目標として成文化しています。

それでは、長くなって申し訳ありませんでしたが、資料7です。これらの基本理念、基本的な視点、基本目標が計画の中でどのような位置付けになっているのかということ、資料7で両面になっているかと思えます。

一番左が基本理念で「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を大きく目指しています。この基本理念を目指すために大切な視点として、4つの視点が今回必要ということ。この基本理念、基本的な視点を受けて、どのようなことをテーマとしているのか、目標としているのか、ここが1番目から裏面の6番目まで基本目標があります。この基本目標を構成する施策としては、施策の方向とのことでそれぞれ2つないし3つあります。さらに施策の方向に基本施策ということで、より具体的な施策が位置付けられています。そしてこの基本施策の中には具体的な事業と施策がありますので、

そのボックスの中に事業を位置付けています。今、現行の施策・事業については、このボックスの中に入っているのが、概ねこれまでの計画で推進してきている事業を位置付けているかたちになります。今後、この体系を今回の審議会で審議いただきまして、さらに関係各課とのヒアリングで主な施策・事業を、今後5年間の事業を新しく位置付けていくことになるかと思えます。こちらの内容について説明を省きたいと思いますが、ここの中で若干新しく施策を入れているものがあります。裏面をめくっていただくと、4番目の基本目標「特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援」の2つ目に「困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実」があります。ここの中に先ほどもありましたが、基本施策の2つ目に「外国人家庭に対する対応」も入れています。そして基本施策の3番目は「特に配慮が必要な子ども・若者への支援」とのことで、この部分の横の「主な施策・事業」を見ていただきますと、一番下に「ひきこもり支援」「若者の就労支援」「自殺対策」「子供の貧困対策」とのことで、これまで施策・事業では位置付けていなかった事業も現在こちらに入れてあります。このようなかたちで、他のボックスについても関係各課とヒアリングを行いながら、新たな施策・事業をこちらに位置付けていくことになるかと思えます。

以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございます。具体的にどのようになっていくのだろうと、今までも示していただいていたのですが、そのことの骨組みからその中身も示してご説明いただいたことによって、より理解が深まったかなと思います。その意味では第1期の前半期のものというものです。今までのものとは違って、社会の中での子どもの位置付けとそれを育てていくか、地域社会はどうあるべきかについてのことをしっかりと位置付けていて、そこからまなくこの点を見ていこうとするようなものです。なかなかこれは国がこう示していても、やはりそれぞれの住居のところの自治体がこのように取り組んでいけること自体が、非常に画期的なことだと思いますし、その意味でより福生らしいというのが後で入ってきていますけれども、今そういう考え方の中で福生という1つの自治体が、規模としては東京都の26市の中で下から2番目なのですよ。大変小さな自治体のうちの1つかもしれませんが、子育てするなら福生ということに代弁されるように、この社会状況を見ながらこういう組み方をしていってという現況を入れてということでもとめて、いろんな資料を基に示して説明していただいたということになります。

私がそんなこと言わなくてもご理解いただいていると思いますが、ここの中からご意見や感想、このところはどうなのでしょうかとという素朴な疑問でもよろしいと思いますが、皆様方の中からご意見や質問あれば、よろしくお願ひしたいと思いますが。

委員：意見ですが、本当に心強い施策だと思います。現在の保育園ですけれども、障害児や外国人家庭に対する対応に苦慮しています。そしてこうやって支えていただけるとはすごく心強いことです。

会長：今、私から1つ。資料5の8にあたりますが、「福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題」は他のことについては全然異論は無いです。その骨組みやそういうことで、これから先関係部署とも連携を取りながらヒアリングした内容がもう少し、先ほどおっしゃってくださったように、目的やそれとの関係するところをこうだというようにお示しただけは、はっきりと見えてくることとなりますので、分かりやすいと思っていますが、資料5の「福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題」で、以前の第1期計画のところ子どもたちの出生数のことについての推計値や想定値とのことで、5年間にこのように子どもたちが生まれいくのではなからうかという数値やグラフが示されたような記憶がありますが、どこかでお話いただいたと思うのですが、実際のこの5年間、まだ5年目ですが、今年生まれる子どもがどっと増えるかどうか分かりませんが、昨年度までの状況からすると、その推定された数値からすると出生数がかなり少なかったというようなことをうかがったような気がするのですが、そういうものをここの中にその現況をどう捉えていってという、国全体か

らすると、私などが生まれた年代は 269 万人です。団塊の世代のはしりの頃で、3年間で 265 万、250 万とかほぼそのくらいですので、それだけの人が生まれたのかというくらい、戦後の復興期ですので、お父様たちが家庭を形成しよう、これからの廃墟と化したところから変えていこうとするときだからこそ、国づくりの1つの母体は家族などになったからだと思います。

昨年度が 90 万ちょっとくらいですかね。それでずっと、日本は全国的に減ってきたことがあるのは承知していますが、福生でもその影響やそのことが起こってきて、そういうものをどのように捉えていくかが、関われないままというようにここでは見えてしまうので、そのようなことも踏まえつつ、だから子育てするなら福生というように、今お示しいただいたような組み立て方、こういう項目を何かの3項目これです、それとの関係はこれ、具体的な資料としてはこれである、対象は若者というのに 30 歳以上も入るといふものの、一応 18 歳までを見通しておこうという、その中で丁寧にやっていくと自立した命に対して、その本人自身の自尊感情はもちろん、そのことも踏まえた上で進めて行こうという文言をこれからの5年間にも、その理念や計画や事業を組み込んで行こうとしているわけですが、その生まれなかった現状ですね。日本の方もそのことについて、少ないねとだけしか言っていないような気がするのですが、その辺のところをここに加えた上でつながっていくように、そうか、そこのまちは住みよいまちでここならいいねというように見えているかもしれないような気もしたくないので、その辺のことを入れていただけるといいなという意見というか感想というか、そういう意見です。そのことだけ申し上げたいと思います。

事務局：そうですね。確かにおっしゃる通り、次の会ですが、今度は保育の見込量や確保方策といったことを委員の皆様にも議論いただくのですが、そのときには子どもの数や赤ちゃんが何人生まれているかが、非常に重要になってくる場所です。現状として、以前、何回か前の審議会でお話ししているかと思いますが、福生市は人口ビジョンやそういったことで、将来の子どもの数がどうなるか予測はしていますけれど、思ったよりもやはり出生数がずっと少ない現状があります。これは福生に限らず全国的な問題ではあるところですが、ただ、その数字を受け止めて今度 18 歳までとのことですので、長い目で施策も考えていかなければいけない場所です。

次の審議会の際には、そのデータもお示しできればと思っていますので、ちょうど今、市でも総合計画を策定してまして、そちらも人口がどうなるかが非常に重要になりまして、そちらが上位計画でありますので、その数字との整合性も見ながらやっていきたいと思っていますので、先ほどおっしゃっていただいた、生まれる赤ちゃんの数が減っていることについては、やはり現状であったり課題であったりではあると思いますので、こちらに付け加えるような検討をしたいと思っています。

会長：その量の確保は、子どもが生まれたら5年後というようにところで、5年以降も見通しながらこのことでやっていくことになると思って、量の見込とその実際の確保がどうかということで激しく問われていることでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとのことに関しては、本当にどんな社会情勢や法律改正のことに向けて、それを今度の第2期計画の中にしっかりと大改革のようなかたちで、考え方の視点で、それに踏みきろうとしている丁寧さというものは本当に伝わってきますので、是非ともそういうものを連携しながらだと、どのくらいの規模ならそのことが可能なかはなかなか難しいことだろうと思うのですが、16万、17万弱ですかね、そういうところがかなり進めているようです。例えば自殺予防の防止のための対策もちゃんと作っていて、若者の。その市は長野県の上田市ですが、市町村合併で増えたとはいえ16万くらいはちょっと減りつつあるようですが、施策としては20歳までを見通して立てようということでは生まれたという事は聞いています。

その次世代育成のときにも、対子どもに向けての言葉、あなた方はということなのか、それからちょっと違う観点になりますが、条例について理解することがどれだけ大事なのかを、小学校5年生から

中学校3年生までの子どもたちにきちんとみんなに配布して、そのことを理解しようということをしていることも含めて、赤ちゃんの方は母乳保育というようなことをユニセフからもらったりしたこともあったのですが、なかなか難しいところ、どんなところを言っているのか、次世代育成行動計画の10年計画の前期計画で見出して、それから先へ積み重なっている気がします。なかなかそのことも難しいと思ったら、この間ちょっと市長にヒアリングしていただいたりもしたのですが、20歳までのところを考えていこう、そうするとどんな青年たちになるかということも分かるだろうと言っていました。でも今お話いただいたような組み立てなどを、あそこも外国人が多いですが、いろんな意味でそのこともやってきた人たちのことが、1つモデルになってそういう組み立てや考え方が子どもをどう捉えていくのか、地域社会や私たち、子どもと子育てから離れた人たちでも役割があることも出てくるかと思えますので、こういう組み替えというよりは元々持っていたものを整理統合して、社会情勢の中のそういうものを汲み取りながら、福生としてできることは何だろうということになさってきたものが、今5から10までの間で示されてご説明をしっかりといただいたことで、先に組み替えができたような感じが、理解できたような気がすると言った方がいいのかもしれませんが、そういう状況ですので、是非ともそのように庁内でいろいろ聞いていただいて、施策としてこういうものですよと事業の中に入れていただくと、もっとそういうことなのねという、私も子どもこれから産もうと思うけどどうなるのということもあるでしょうし、今いる子どもがどうなるのということもあるでしょうし、そのことが見えやすくなってくるものなのかなといろいろ感じました。染み入るような中身のように見えてきたのを感じた次第です。

他の方たちがあまりおっしゃらないので、1人だけで喋っていて申し訳ないですが、そんな感想を持ちました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員：基本的なことについて反対はなく、特に基本目標3の学齢期からのところで、子どもの基本的な人権が尊重され外国籍までのところも明記されていて、大事だなと思ひますし、具体的なあてはめやすい整理をなされたこともあって分かりやすいのですが、だからこそ全年齢に対する横断的な何か福生も必要ではないかと思ひたのが1つと、もう1つは、先ほどの策定方針でつけられていて、ちょっとその際に違和感を覚えたのですが、生まれ育った環境に左右されずという表現が、おっしゃりたいことはすごく分かりますが、そのいろんな環境の課題によってそれですごく影響されて、将来像がずっと選択が狭まったりする現状があるので、そのことではないということと言ひたいと思ひているのですが、子どもたちが生まれ育った環境をというのは、ある意味、例えば17歳でいうならば、この国でもそうですが、そこから行った保育園や学校や地域やいろんなことを全て環境とさすことに含まれてくるのか、むしろその環境をより豊かにしましょう、環境に左右されるから福生の子どもの環境を良くしましょうというのが基本的な計画のような気がして、なので、環境の課題に左右されて、この環境の課題という言葉がちょっとストレート過ぎてどうかとか、ずっと考えてもあまりヒントが浮かばないですが、生まれ育った環境というのは生まれ育った環境に左右されるものと思ひているのですよ、子どもって。だからこそその環境を良くしましょうということに触れたらいいのではないかな。それが左右されないと一概に言ひしまうと、より良い子どもの環境をためにやっぴいこうとしている人たちにとって、それは違ひうのではないかと受け取るかなと思ひました。

会長：環境との関係をどう位置付けるか、非常に微妙なところですよ。求めてそこに行っただということもあるわけで、そこに入れなかつたということもあつたりします。そのようなことをちょっと超えてということも中身だと思ひますが、多分これから先策定していつて実際に文言上なつていくときに、このところが今ご意見あつたことを踏まえて、どのように表現していくか、よりこの理念、この考え方、この進め方がいいのかどうかを検討して、悩みながら策定していつて言葉を出していくのかなという感じがあるのかもしれない。

児童相談所の、本当にこの間大変な状況であったので、今日ご出席になることが私はびっくりしたのですが、本当に凄まじい状態でしたよね。もしくはこのようなことを聞かれて、率直に一言でも思ったことでもよろしいですが、何か言っていただけたらするとありがたいかなと思うのですが。

委員：1つは、広域で見ていると、やはり福生というのは外国のお子さん方とのコミュニケーションと言いますか、親から始まっているのでしょけれど、学校、保育の現場、いろんな点から行って聞くのは、やはりとにかく親に伝えられない、分かってもらえない、だから子どもに忘れ物が多くて授業についていけなくなって、こぼれていってしまうような状況がどこでも、それは福生に限ったわけではないでしょうけれど、それが1つあると思って、このように明記されていると、みんなであなた方を受け入れて支えていくのだよという姿勢は、とてもよく伝わることだと思いました。

それと、切れ目ない支援というのが、大概の場合はゆりかごから墓場までのような発想ですが、その前の妊娠期も行政としては目を配っていますという宣言なので、期待は大きい役割を果たしていると思いますが、本当に少子化と考えるとそれ以前の問題で、結婚した人たちでさえ子どもいない、ろくなことがないからというような硬いカップルに会います。その方たちを励まして、少子化だから、税金払う子育てようよと言われてもしょうがないといって、まずはあなたが税金払うような大人にならないとねと、ただ、動物と言ったら失礼ですが、一緒にくっついて人生が終わっていくような、ゲームだけで終わっていくのではないのだよという展望を思い描ける大人たちのいる社会、地域というものがどんなものなのかずっと考えさせられます。

実際、虐待がこうも発生している中で大概の親御さんはゲームをして子どもを見ていなかったり、SNSで知り合った方とくっついて何処かへ行ったりしまって、子どもが置いていかれてみたい、ある意味インターネットでそういう世界で切れない社会になっているわけで、それも環境の1つです。あるいは保育の現場でそういう、オムツをバッチリ替えられると手を差し伸べるのも環境の1つで、分かります、その左右されないでという、そういう輝いているものも否定してしまうのでしょうか、その中でどのように抑えていけばいいのかという印象を持ちました。

会長：ありがとうございます。後の方が少ないので、お一人ずつ出席して下さっている感想等を言うただく、無ければ無いとおっしゃっていいですが、資料など後日読んでまた考えますということでもありがたいのですが、もしよろしければ。

委員：まずは、本当に今回いただいた、名豊さんの作っていただいた資料が分かりやすく、内容を把握するのがまだまだ私はできていませんが、流れがすごく分かりました。今の名豊さんからの説明を聞いて、さらに流れが掴めたのでとても良かったです。この理念があって、視点があって目標があって、こういう計画づくりという流れが伝わってきたので、改めていろいろなことを聞きながら意見を出していきたいと思っています。

内容については、ちょうど私の子どもが小学生なので、私の中で身近で一番ここを大切にしていきたいと思うところと、家庭と学校と地域が一体となつてというところが、つながっていくことで大切に考えていただければと、一個人で考えると大切な部分かなと思っています。

会長：それぞれのお子さんをお持ちであれば、どこにつながっていくのか、そういうのを保護者と見ていると、では私の役割はとか、地域の中でどうなのかということもありますし、コミュニティスクールやいろんな人たちの人材、地域の方々の知恵を拝借して、力も拝借してということも出していただきながら、共に進めていこうということですね。そのようなことで、そういうご自分のことに近いところからでも出していただけると、よりそれが見えてくることになるので、それが1つの視点である部分も、よりそこを浮き彫りにしてくれるというか、顕微鏡で見るとはつきりと見えてくることを今渦中にあるわけですから、そういうところから出していただけると、よりどうしたらいいかの集約にもつながっていくとよろしいですね。ありがとうございます。

委員：今回、分かりやすく書いてくださっていて、すごくいいなと感じました。今私も小学校4年生の息子がいますが、部屋の関係で町会の子ども会の役員もしたりしていますけども、本当に現実、小さな町会ですが、現在支部化はされていないので、任意で町会の子ども会に入っている子どもたちは23人です。3年後は13人くらいになってしまうくらい、現実、本当に子どもが少ないのだなと、私の時代のときは全く違って、こんなに子どもは少なくなっているのだなと本当に今回、子ども会で携わってすごく感じた現実です。

今回、こういう学校関係の方も携わっていますけども、うちも小さいながらも何とか子ども会に携わっていますが、他の町会、志茂第二町会だったら今回役員をいろんなことが、今は親が昔と違って仕事をしながら家庭を持っている方がいますので、役員をするのが子どもどうのこうのではなくて、親たち自身が大変だからやりたくないのが実際の現実みたいで、今回志茂第二町会では子ども会が休止、その活動その地域、家庭が、地域の町会が、実際に子ども会が休止の状態が現実にあります。やはりそういうのを考えると、私も今回子ども会で携わってきましたが、親と子の横のつながりができるのは、非常に顔も見えますし役割ができるので、すごくいいな、すごく今回感心しています。その子ども会が休止になってしまうのは本当に残念なことで、親の都合とか、だったらその少ないながらも何かを目指す、どこか省けるところは省くことを今考えながら活動していますが、そういうのを親が努力するのはとても大事だと思って、すごく今感じています。なるべく負担なく地域の人たちと関われるように、そこは親も努力しないとイケないのかなと今回感じています。

西地区はどうも支部化されているので、その町会は子ども会が絶対に入るかたちを取っているらしいですが、どうしても任意だと、どうしても入っていないお子さんがいます。実際にうちの子どもの町会の4年生は1人です。現実に1人しかなくて、でもかといって4年生は実際にいます。その町会に住んでいます。やはりそこを支部化させるとか、ちょっとした強制のかたちを今後取っていかないと、その地域との関わりが段々難しくなっていくって、顔をお互いに知っていることは今後とても大事なのかなと住むうえで、自分が歳をとったときにうちの母を見てもすごく分かるのですが、うちの母の時代は若妻会があって、もう若くないですが今、もう70、80代になっていますけども、そういう人たちが楽しく今でも子ども、家庭に子ども会に関わっていますが、今関係なく歳をとってもその会があって関わりをすごくしています。そう考えると歳とっても地域の人と関われるのは、とてもいいことだなって。旦那さんが亡くなくても奥様たちで関わるのができているので、その町会の子ども会の関わり、地域というのは本当に大事だなと今回すごく感じています。なので、私も今回こういう子育ての方に携わって、本当にそういう地域との関わりは親が積極的に関わらなければいけないのだなとすごく感じています。それをだからどうアピールすべきなのかが、どうしていいのかとすごく思いますけども。

会長：行政側が庁内がどこまでやれることと、地域ではどこまで可能なのか、その意味で、そこで現実的にできそうなことは何かという動きが作れるかどうかということですよ。ありがたい意見かもしれませんが、でもこういう地域だからこそこできるのではないかというように可視化されたことは、隣の人の名前さえ分からないことが多いです。プライバシーの侵害になるとのことがあって。同じマンションの中でも。私は隣の人とは、人が替わったことによって挨拶を交わし合うことになったのですが、でもご家族が何人かは未だもって不明です。

東日本大震災のときに隣が誰で何人いるか、お年寄りや体の方とかいろいろといたら、やはりやれるのはそうでしょうけど、救済のチームはありますが、でも見えない、詳らかにはならないことがあったりするとやはり違います。住まいもそこなので、そこからのこともあるだろうけど、庁内でやっていただいてやれることの施策と、もうちょっと地域に下ろしたところでのことをどこまでやったらよ

くて、そこで手が進めるか、意見が出るのかは大事なことなのだろうなと気付かされますよね。ご検討いただいたりまた出していたりして、また意見が出るかもしれません。

委員：私も小学生がいて、聞いた話ですが、サッカーのボランティアチームにうちは入っていて、主人もコーチをしたりとか。ここにもある地域だったり学校だったりのところで、福生市内の小学校中学校の土曜日の登校日がバラバラで、せっかくいろいろな施策が福生市にはありますが、そういったところにも参加させたい日が登校日であったり、そのボランティアチームはいくつかの小学校の子たちが集まっているので、一緒に出かけようと思いたいのですが、前回は運動会だった地域もあったりするので、すごく地域でよその小学校の子たちと一緒に何か福生の行事に参加したいといったときにも、まず教育委員会の都合なのでしょうね、登校日の違いは。その子ども会にしても登校日がまちまちで、福生という団体に何か動こうといったときにすごく何か壁があります。

うちのチームでは、使っている校庭整備を月1回やっています。そのときにはやはりそのチームの子たちは皆集まって、草むしりなり植えたりしているのですが、今日はこの学校は登校日で次はできないとかがあって、そこもせっかくこういうスポーツがあるのであれば、もう少しそこも何か、同じく私たちの子ども時代は子ども会があって、地域でおじさんおばさんたちも、ということがあったのですが、その当時私は子どもだったのでちょっと分からないですが。

町内会に我が家は入っています。では子ども会に入るにはさらに子ども会の会費を徴収します。経済的に大変な家庭は町内会に入るだけでも年にいくら、そこからさらに子どもがいるから、その子どもに対してもいくらといったハードルがあり、学校にしても毎学期の集金や1年の集金が結構な金額で来るのです。手当になるものがあるのですが、それとはまた別に学年が上がればなんだかんだ、中学生になればまたそこであって、その長いスパンで考えるのであれば、もう少しそこも児童手当と一言ではなくて、市で負担をしてもらえとかがあったらいいのかな。

またチームの話に戻りますが、外国の方が結構います。保護者も学校で教えてもらうことの意味が分かりませんというのを、私たちのチームでこういうことを言っているよとかの話をして、もっともっと地域でのそういう活動を増やすこともあったらいいかなと、個人的に思いました。

会長：ありがとうございます。

委員：このような立派な理念から施策事業までを作っていて、すごく分かりやすく、いろいろな課題を網羅して、組み立てていて、福生市に対してすごいことだなと思いますが、やはりどうしてもこんないいことを言っていて、子育てするなら福生のところが今一步住んでいる方や子育てする方には伝わっていないなと思います。今回いろいろネット社会が書かれていて、悪いことやいろんな情報が広がっている世の中のはずなのに、いいことを言ってもなかなか伝わったり広がったりしていないのが、生活しているの率直な感想です。

この第2期の施策の中に子どもの貧困を入れたことがすごく頑張ったのかなということで、私が以前にこの場で貧困対策について質問したときに、子ども食堂の話をして、その中でお手伝いしたのですが、今も続けていますので、そのような活動を私自身もできたいと言って、こういう対策として加わったことで、実際の事業がどのように展開していくのかなと思っていますので、よろしく願います。

会長：ありがとうございました。生活者として、その地域の中に生活している者として、お子さんをお持ちの場合、そこの一緒に地区ですが何かというようなことは、なかなか両者の方でもそこまで、もちろん生活している場合あるのだろうと思いますが、丁寧に拾っていくときに、地域で住まう人間としてどのようにあるといいのか、ひょっとしたら一番近いのに一番遠いのもじれぬ感じもしますよね。その意味ではボランティアのことにしても、私は無償時代のボランティアを18歳からずっと経験して50年近くになる状態で、有償になったときにドキッとしました。でも有償と無償の背景がどの

ように変わったのだろうと、その研究所がちゃんとないのか一生懸命探してみたところ、一応福生市に見つけました。そうすると、私がボランティアした後からのこととしてずっと、大阪の方で、私は神戸ですが、そこで動いてきたことと制度政策というものがどう活かしているのか、私は今ボランティアで、子育てに関しては地域の方々の力を借りないと子育ては進まないと思って、それでうちの学校でもひろば事業などもしましたけど、それがもう少し広がるといいなと、一時預かりと一時預かり保育、それからファミリーサポートセンター事業をそのあとにそうやって、今もファミリーサポートセンター事業を推進するために、援助する方と提供する方たちの講習会で、ほぼ20年近くあちこちの立ち上げのところで相当数の自治体と関与したのですが、ジリ貧になっていったらちょっとやめてとか、また呼ばれてとか、いろいろな経緯がありますが、今もやはり近い将来、福生も含めてやっていますけど、なかなかやはりお出かけいただくことやそれに関与していただくことが難しいことがあり、そうするとどのようにしていけば地域の方々の力を借りられるのかというときに、お金だけではないことがあるはずですが、お金をいただくことでもファミサポは支払うのは利用する方なので、千代田だけ利用する方プラス千代田区が特別に1時間ごと150円を出します。あそこは800円になるのですが、私は千代田区発祥のところからなのですが、そのことで動いていくときに、お金をいただくこととお金を出すことで、それもそこに力や時間を提供していただくことが必要ですよね。

それはどのボランティア関係でも必要なことで、なかなかボランティアが位置づかないのがこの国かということ、自分が長年やってきた経験からすると、ありとあらゆる見つけられるものは人を呼び込むことを学生時代にしていたのですが、でもそれがその後進展しているかということ、それほどではないです。けどできることだけは進めようとのことで、なんとか巻き込めるものだけはやっています。やはり地域の中でそこに住まう人たちが本当に生きて生活しているとすれば、その人たちの中でこう発祥してくることでつながり、地域社会は元々何かあったわけですが、ここまで崩壊するのか、ここまで無くなってきたように見えてしまう日本は、どのように話せばいいのだろうということも併せて、それが子育て全部とつながってたりすると思います。その意味で新たにこのように、施策をする側が組んでくださった、組んでいこうとしていて、そこをちゃんと今までの継承を踏まえて位置付けていこうとしていることですから、その中から民の側からできることがそこに被さっていくと、より豊かになっていくのかもしれないと知恵を出していくことも必要なのかなと思います。

今お話ししていただいただけでも、かなりいろいろなことが出てきたと思いますし、今日欠席者が欠席せざるを得ない状況があったことはよく分かっているのですが、その方々のご意見も次回でもまたうかがいながら、知恵を結集することが少しでもできればよりいいのかなと思います。でもこれにこれを進めてちゃんとまたまとめていく作業も、会議の前にその資料を先に作っていただくことの努力は大変なことだろうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私たちのできることの感想を言うと、いいね、満足くらいのことしかされないかもしれませんが、そういうことなのですが、きちんと説明していただけたこと、それからこのときに間に合わせてきちんと資料を整えていただいたことだけではなくて、とにかくその説明を分かりやすくやっていただけたことが、私たちの理解につながっているかと思います。本当にありがとうございました。

(7) その他

会長：そうしますと議題は、予定されていた議題は、議題(7)その他で何かありましたら、よろしくお願ひします。

事務局：それでは今後の予定について説明します。次回の審議会は令和元年7月30日火曜日の午後2時からを予定しています。次回の審議会では、答申案、次期計画の体系に基づく施策、事業、見込量およ

び確保方策などについて審議したいと考えています。

また、8月の審議会についてですが、8月16日金曜日の午前10時からを予定しています。審議会終了後、市長への答申の時間としますので、よろしくをお願いします。

会長：16日の方は、ここでまとめたものというか、完成したものをこちらで了解して、それをそのまま市長に答申することになるのでしょうか。ということは、30日が重要ということになります。

事務局：30日はかなり重要になります。

会長：そしたら、できるだけ30日にご参集いただければありがたいと思います。まだ梅雨が明けていなくて、全国では凄まじい豪雨の所があるみたいですがけれども、予定をなんとか作り合わせていただきまして、多くの方の意見があって、そこでの感じたこと、素朴な疑問を出していくことでより精査されていくことになろうかと思います。これはかなりもっとまとまったもので出るようですので、それを準備するのは大変ですよね。今日は2日です。30日まで28日です。脅しているわけではないですが。28日あるのだというと、28日しかないと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、ということで30日と16日に予定を入れていただければありがたいです。

4 閉会

会長：ありがとうございました。他に無いようでしたら、これで本日の会議は全て終了しました。以上をもちまして、令和元年度第3回子ども・子育て審議会を閉会します。ご協力ありがとうございました。